

砥部町産地収益力強化支援事業実施要領

平成 28 年 10 月 5 日

砥部町告示第 139 号

(目的)

第 1 条 この告示は、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱(令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1695 号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。)、産地生産基盤パワーアップ事業実施要領(令和 2 年 2 月 28 日付け元食産第 4536 号元生産第 1697 号元政統第 1781 号食料産業局長生産局長政策統括官通知。以下「国要領」という。)及び産地収益力強化支援事業実施要領(平成 28 年 6 月 23 日付け 28 農産第 800 号。以下「県要領」という。)に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を支援することを目的とする。

(事業の内容等)

第 2 条 砥部町産地収益力強化支援事業(以下「事業」という。)の具体的なメニュー、採択要件、取組主体及び補助率は別表のとおりとする。ただし、国要綱第 2 のただし書に定める場合にあっては、別表に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

2 事業実施にあたっては、「農畜産業関係補助事業事務の取扱いについて」(平成 24 年 2 月 17 日付け 23 農政第 1429 号)に基づき、適正に執行しなければならない。

(産地パワーアップ計画の作成)

第 3 条 国要綱第 3 の 2 の(4)に定める産地パワーアップ計画(以下「産地パワーアップ計画」という。)は、国要綱第 3 の 2 の(2)に定める地域協議会の長(以下「地域協議会長」という。)が取組主体から提出のあった国要綱第 3 の 2 の(5)に定める取組主体事業計画(以下「取組主体事業計画」という。)を位置付けるか否かを審査し、産地ごとに作成するものとする。

(産地パワーアップ計画の申請)

第 4 条 地域協議会長は、砥部町産地収益力強化支援事業産地パワーアップ計画(変更)承認申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて、町長に申請するものとする。

(産地パワーアップ計画の承認)

第 5 条 町長は、前条の承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、砥部町産地収益力強化支援事業産地パワーアップ計画(変更)承認通知書(様式第 2 号)により承認通知を行うものとする。

(事業の着工)

第 6 条 事業の着工又は着手(以下「着工等」という。)は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により補助金交付決定前に事業の着工等を行う必要がある場合は、取組主体はあらかじめ、砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付決定前着工等届(様式第 3 号)を町長に提出しなければならない。

2 前項のただし書により補助金交付決定前に事業の着工等をする場合については、取組主体は前条の承認を受け、事業の内容が明確となってから、事業の着工等をするものとし、補助金交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰

することを了知の上で行うものとする。

(産地パワーアップ計画の重要な変更)

第7条 産地パワーアップ計画ごとに、次に定める変更を行う場合は、第4条及び第5条の手続きに準じて行うものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 事業内容の変更
- (3) 取組主体事業計画の変更
- (4) 取組主体の補助事業費の3割を超える変更

2 前項に該当しない産地パワーアップ計画の変更については、重要な変更としないものとするが、地域協議会長は変更内容について町長に提出するものとする。

3 第1項第4号において、適正に事業費の算定が行われている場合であって、入札結果により生じた差額等で、機械及び施設等の規模及び構造等の変更を伴わない事業費の3割を超える減である場合は、重要な変更としないものとするが、取組主体は事業費の変更内容について、地域協議会長を経由して町長に提出するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第8条 国要領別記3第15の2に定める事業実施状況の報告については、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、地域協議会長が産地ごとに作成し、翌年度の6月30日までに砥部町産地収益力強化支援事業実施状況報告書(様式第4号)により町長に報告するものとする。

(産地パワーアップ計画の成果目標の評価)

第9条 国要領別記3第16の2に定める成果目標の達成状況の報告は、地域協議会長が産地ごとに作成し、目標年度の翌年度の6月30日までに砥部町産地収益力強化支援事業評価報告書(様式第5号)により町長に報告するものとする。なお、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に中間的な評価を行い、同様に町長に報告するものとする。

2 国要領別記3第4の5の(1)のアの②及び⑥の規定により成果目標を設定している場合は、価格補正を行った上で評価を行うものとする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないとき又は価格変動の主たる要因が当該産地によることが明らかな場合は価格補正を行わないものとする。

3 事業評価を行った取組主体、地域協議会長及び町長は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月31日砥部町告示第75号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年7月28日砥部町告示第153号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町産地収益力強化支援事業実施要領の規定は、令和3年6月23日から適用する。

別表(第2条関係)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 整備事業 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 農業廃棄物処理施設 (10) 生産技術高度化施設 (11) 種子種苗生産関連施設 (12) 有機物処理・利用施設	国要綱別表2のⅡ整備事業の取組主体によるものとする。	国要綱別表2のⅡ整備事業の採択要件によるものとする。 ただし、農業者が本事業を実施する場合には、人・農地プランに位置づけられた、もしくは位置づけられることが確実な経営体であり、本事業の自己負担分の資金調達に関して十分な能力を有すること。	事業費の1／2以内(ただし、農林水産省食料産業局長、生産局長又は政策統括官(以下「生産局長等」という。)が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内)とする。
2 生産支援事業 (1) 農業機械等の導入及びリース導入 (2) 生産資材の導入等	国要綱別表2のⅠ基金事業の取組主体によるものとする。	国要綱別表2のⅠ基金事業の採択要件によるものとする。 ただし、収益性の向上に係る成果目標の実現に資する農業機械等及び生産資材を助成対象とし、同種・同能力のものを再整備することは助成の対象外とする。 なお、同一品種への改植については「産地生産基盤パワーアップ事業都道府県実施方針〔愛媛県〕」に定める取組要件とする。	(1)の事業 導入する農業機械等の本体価格の1／2以内とする。 (2)の事業 1／2以内(ただし、生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内)とする。
3 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等	国要綱第3の2の(2)に定める地域協議会	国要綱別表2のⅠ基金事業の採択要件による。	定額(1／2相当)とする。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業
産地パワーアップ計画(変更)承認申請書

年 月 日

砥部町長 様

地域協議会長名

砥部町産地収益力強化支援事業実施要領第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて(変更)承認申請します。

記

添付書類 産地パワーアップ計画(県要領別記様式第 1 号に準ずるものとする。)
取組主体事業計画(県要領別記様式第 3 号に準ずるものとする。)

(注)ただし、地域協議会が効果増進事業を実施する場合は、取組主体事業計画(県要領別記様式第 3 号に準ずるものとする。)にかえて、取組主体事業計画(県要領別記様式第 4 号に準ずるものとする。)を添付すること。

様式第 2 号(第 5 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業
産地パワーアップ計画(変更)承認通知書

記 号 番 号
年 月 日

地域協議会長 様

砥部町長 印

年 月 日付けで申請のあった産地パワーアップ計画について、砥部町産地収益力強化支援事業実施要領第 5 条に基づき承認します。

様式第 3 号(第 6 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付決定前着工等届

年 月 日

砥部町長 様

取組主体名
代表者氏名

承認のあった下記事業について、別記条件を了知のうえ、砥部町産地収益力強化支援事業実施要領第 6 条の規定に基づき、補助金交付決定前に着工等したいので届出ます。

記

1 事業の内容

事業名	事業内容	事業費(円)	着工等予定 年月日	竣工予定 年月日
整備事業				
生産支援事業				

2 交付決定前着工等の理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地異等の事由によって実施した事業に損失を受けた場合、これらの損失は、取組主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工等から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

様式第 4 号(第 8 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業実施状況報告書

年 月 日

砥部町長 様

地域協議会長名

砥部町産地収益力強化支援事業実施要領第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告
します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書
(県要領別記様式第 1 号に準ずるものとする。)

様式第 5 号(第 9 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業評価報告書

年 月 日

砥部町長 様

地域協議会長名

砥部町産地収益力強化支援事業実施要領第 9 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告
します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書
(県要領別記様式第 1 号に準ずるものとする。)